

入札公告

次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和8年7月10日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院
院長 辻 晋吾

1 入札に付する事項

(1) 件名

警備管理業務及び事務当直並びに休日・時間外医事受付・算定業務委託

(2) 入札件名の内容

公募型企画競争説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

(4) 履行場所

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路1丁目7番1号

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院

(5) 選定方法

第一交渉権者の決定は、提出された『企画提案書』及び当該業務委託に係る見積価格が記載された『見積書』等を総合評価落札方式によって選定を行う、公募型企画競争とする。

① 入札者が提出する『見積書』は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

② 見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積価格を提出すること。

2 公募型企画競争入札の目的

病院における警備管理業務は、専門知識と経験、実績を有する受託者に委託することによって、病院の建物及び敷地内の火災・盗難・不審者・不審物等の発見及び事故防止に努め、当院の円滑な管理運営に寄与することを目的とする。

また、事務当直並びに休日・時間外医事受付・算定業務は患者の休日時間外受診に関する手続き、入退院に関する手続き、診療費等の算定及び収納業務を専門的かつ効率的に行うことにより、患者サービスの向上及び病院経営に寄与することを目的とする。

よって、選定にあたっては提示金額と伴に入札参加資格者の企業姿勢・職員教育・実績等を総合的

に勘案し選定するため、公募型企画競争入札とする。

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格 令和7・8・9年度）において「役務の提供」で「A～C」いずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申

立てをした者については、手続開始の決定後、近畿地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。) または、当院契約審査委員会において参加を認めた者であること。

(6) 警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定を受けていること。但し、大阪府以外で警備業の認定を受けている場合は、大阪府公安委員会へ警備業の営業所の届出を行っていること。

(7) 公募型企画競争説明書の交付を受けた者であること。

(8) 各保険料等について滞納がないこと。

(9) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(10) 不正及び不誠実な行為がないこと。

(11) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(12) 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部若しくは一部を下請し、もしくは受託し、又は当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。

(13) 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格業者から、本契約に関する代理権を付与された者ではないこと。

(14) 令和8年8月1日現在、近畿地方において医療法許可病床数200床以上の病院(一般病床200床以上に限る)と警備業務委託契約を締結していること(令和8年8月1日において当該業務委託を1年以上継続しているものに限る)。

4 手続等

(1) 担当課・係

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路1-7-1

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 6階事務部 経理課

電話070-1762-4162(経理課直通) E-mail keiri2@minato.jcho.go.jp

(2) 説明書等の交付期間等

①交付期間

令和8年7月13日(木)9時00分から令和8年8月25日(火)17時00分まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

③交付手続

本広告に添付の「機密保持に関する誓約書」を両面印刷し、記入・捺印の上、提出すること。提出と引き換えに交付場所又は電子メールにて交付するが、提出前に(1)の担当部署へ電話連絡を入れること。

(3) 仕様書等に対する質問及び回答

①提出期限

令和8年8月25日(火)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②提出場所及び方法

(1)の担当課へ所定の「質疑応答書」を用いて電子メールにより提出すること。(電話・口頭等の個別対応は不可)

③回答

令和8年8月25日(火)までに、全ての参加者へ電子メールにて回答する。

5 競争参加資格確認申請書、参考見積書及び企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和8年8月25日(火)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

(2) 提出場所

上記「4(1)」に同じ

(3) プレゼンテーションの日時等

令和8年9月7日(月) 大阪みなと中央病院 6階会議室

※時間は各参加業者に別途連絡する。

6 見積書の提出

(1) 開札日時等

令和8年9月8日(火)10時00分 大阪みなと中央病院6階会議室

上記日時に持参すること。

郵送の場合は、令和8年9月7日(月)17時00分までに当院に到着すること。

7 選考等

(1) 審査方法等 ※詳細は公募型企画競争説明書による

①プレゼンテーション後、各参加業者の提案書に基づく提案を、院長が指名した複数の職員により評価する。

②開札当日に於いては、見積書を開封し、見積書の記載内容等の確認を行う。ただし、見積価格が予定価格を上回った場合は失格とする。

③契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、前日に行ったプレゼンテーションの評価と、見積価格の評価を合わせて得点化し、得点に基づく交渉順位を付するものとし、最も得点の高い参加者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合

は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年9月8日(火)までに全ての参加者に書面にて通知する。

(3) 契約価額の決定

第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価額を決定する。

8 その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否 …… 要

(3) 入札保証金及び契約保証金 …… 免除

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「4 (1)」に同じ

(5) 企画提案書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(6) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担となる。

(7) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提案書の著作権は当院に帰属するものとする。

(8) 本公募型企画競争入札に係る個別の説明会及び面談等は開催しない。質問がある場合は、上記「4 (3)」に基づき「質疑応答書」により提出すること。

(9) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(10) 詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

大阪みなと中央病院 院長 辻 晋吾 殿

住 所（所在地）：

氏 名（法人名）：

（代表者名）：

印

電 話 番 号 ： () -

E-mail ：

（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における**警備管理業務及び事務当直並びに休日・時間外医事受付・算定業務**（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上